

【森林経営管理制度説明会】

9月に行われた、『市長と語るまちづくり懇談会』のテーマのひとつに【川路の里山管理・保全に向けた支援のお願い】があり、市からの回答で、「森林経営管理制度」を活用する案が提案されました。今回、市から川路まちづくり委員会に【森林経営管理制度】の説明があったので報告します。

【とき】令和6年9月24日（火）

【場所】川路公民館

【参加者】飯田市林務課：島岡章弘 技師・壬生健太 主事、飯伊森林組合：太田俊之 課長・秦和哉 市政アドバイザー、まちづくり委員会：中島良彦 会長・小林好雄 副会長、自治振興センター：増田寿匡 所長

【ようす】

中島良彦会長から、川路まちづくり委員会が令和2年から検討を進めてきた『川路里山管理組合』検討案について説明⇒右参照

※ポイントは、

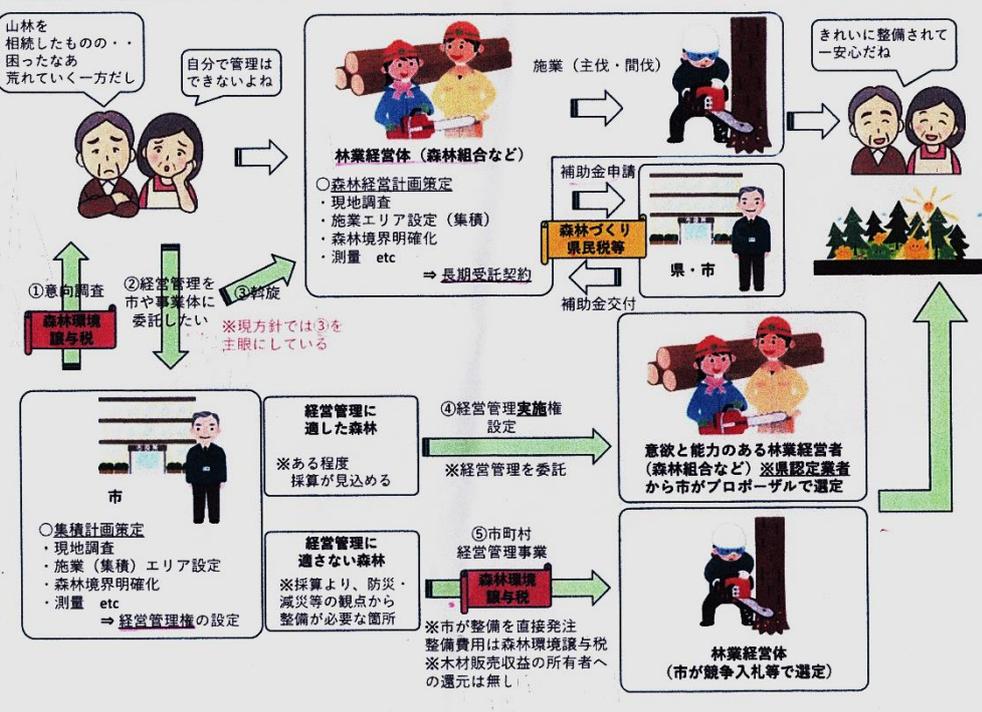
1. 里山の虫食いの開発防止
2. 無責任な人への転売防止

森林経営管理制度について市から下図にて説明

※ポイントは、

1. この制度を活用すれば、市が森林所有者に対して所有森林の管理について意向調査を行う。
2. 山林所有者が山林を管理できない場合は、希望すれば所有者負担なく市や事業体に整備を委託することができる。

森林経営管理制度の仕組みについて ※緑矢印が経営管理・白矢印既存制度



3. この制度を使い里山の整備が実際にできるのは、予備調査から行い、4、5年後からとなる。
4. この制度では、地区が望まない山林の売却を防止することまではできない。

補足

・前述のように時間がかかるのは、予備調査を行い、現地調査、境界の明確化、適・不適の判定等が必要なためとのことです。

山林の境界線は所有者自身も分からないケースが多いのではないのでしょうか。相続人は言わずもがな？



川路里山管理組合 検討案

(R4.2.24)

【設立背景】

1. 川路の豊かな里山は住民全体の貴重な財産です。
2. 急峻な地形が多い川路では、土砂崩れ等が発生しやすく、里山の保水効果は大変重要です。
3. 住宅地の近くに豊かな里山があるのが、川路の魅力になっており、住民アンケートでも、多くの方が豊かな里山が川路の魅力であると答えています。
4. 一方、相続、県外在住、高齢等で山林の維持が負担になり、手放したいと考えておられる方が増えて来ています。
5. 個人所有では、維持に経費がかかり、止む無く転売するケースが見られ、転売の結果、地区外の方の所有となり、周辺の住民が大変困る事例が発生しております。
6. このまま推移しますと、虫食いの開発が進行し、貴重な里山が失われ、災害が発生してしまう事を懸念します。

【ねらい】

- 川路とは関わらない、無責任な方への転売を防ぐ。
- 個々ではできない里山整備を、地域全体でまとめて整備。
- 地域全体の自然景観、防災を保つ。
- 里山に関心を持つ住民を増やす。

【管理する里山と管理内容】

三穂境の里山（保安林は除く）
管理は地権者組合員に労働負担がかからない方法を検討する。

【組合員内訳】

組合員内訳	所有者	管理者	納税者	譲渡権・利用権
①地権者組合員	個人	個人	所有者	組合に委任
②一般組合員	山林は非所有。	寄付された里山の維持に協力		
③山林寄付	組合	組合	組合	組合

地権者組合員は譲渡・利用権のみ組合の総意に従って頂くが、他は従来通り
一般組合員は寄付された山林を中心に里山の保全活動を行う

【組合の組織形態】

○ 当面 ⇒任意団体、 目指すは⇒NPO法人、又は一般社団法人

【今後の進め方】

1. 山林地権者に川路の里山は、居住憲章に明記された地域の貴重な財産である事をご理解頂き、「地権者組合員」になって頂く。
2. 川路地区外の地権者に対し寄付に関する調査を行う。希望内容に沿い、管理の簡単な山林から寄付を受け、小規模で試行を始める。
3. 川路の地権者は基本は地権者組合員として個人で管理して頂き、寄付を受ける対象は当面地区外地権者とする。

里山を楽しむ活動

- ・専門団体と連携
(いなだに竹links、グリーンカルチャー、野外教育団体他)
- ・里山と生活をつなげる活動
(山菜キノコ採りウォーク、薪ストーブの普及等)

10月役員会で【JRリニア要対策土仮置き場説明会】開催

10月度定例役員会の前段で、JR東海と飯田市リニア推進課から「リニア要対策土仮置き場」について説明会が行われました。

すでに組合回覧がされていますが、**10月29日(火)18時30分**から川路公民館に於いて**JR東海と市リニア推進課から地元住民の皆さんへの説明会が予定されています**ので、多くの皆様に参加していただきたいです。

今回、10月度定例役員会での様子を概略報告します。

【とき】令和6年10月1日(火)19時～

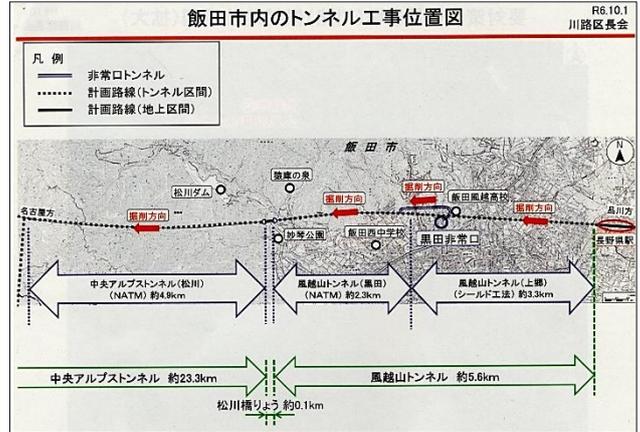
【場所】川路公民館

【参加者】説明：JR東海(株)、飯田市リニア推進課
出席：川路まちづくり役員会、センター所長

【ようす】

・要対策土とは？

- トンネル工事で出た土を自然由来の重金属等の調査を実施した結果、基準に適合しない土のこと。対策を施した上で処理・活用します。

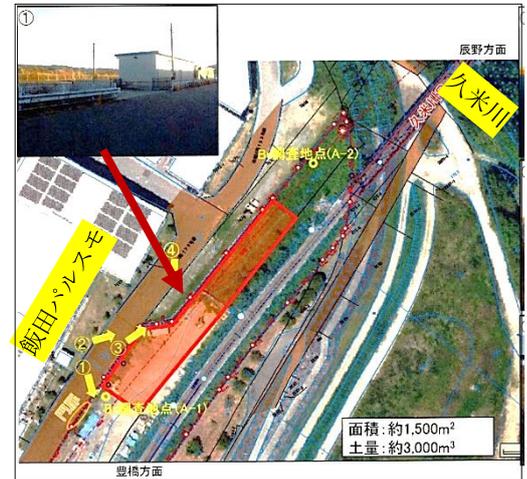


・どこ土？

- 中央アルプストンネル(松川) 風越山トンネル(黒田、上郷)の工事で出た「要対策土」です。

・どこが仮置き場？

- 右図：久米川橋梁南側(面積：約1,500㎡ 土量：約3,000㎥)



・いつまで置くの？

- 開始予定：R7年頃～ 松川工区：R11年頃まで
黒田、上郷工区：未定

湧水期(10月～5月)は土量の制限を設けない。

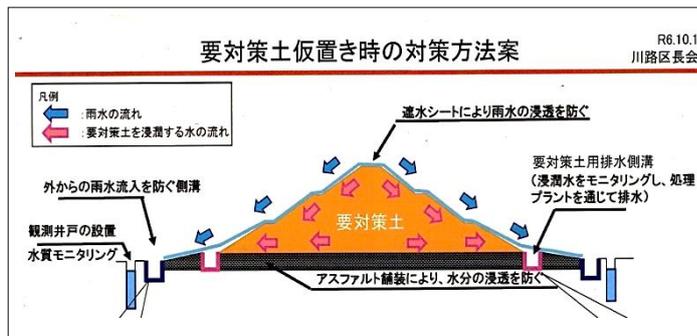
出水期(6月～9月)は当面1,000㎥以下(1日で運び出せる土量 ダンプ30台程度)

※ 浸水が想定される場合は、仮置き場から松川工区のストックヤードへ1日で全て搬出すること。

仮置き場の要対策土は、自社用地へ使うことを考えている。

仮置き場の容量を超える場合は、可児市(岐阜県)にある処理施設で処理する。

自然由来って、
そもそも自然界に存在するものであり、人の体内にも微量に存在するものだそうです！



・仮置き場の対策はどうするの？→上図：

地面はアスファルト舗装により水分の浸透を防止

要対策土は、遮水シートにより雨水の浸透を防止

周囲には、外からの雨水流入を防ぐ側溝、水質モニタリングのための観測井戸を設置します。

自然由来の重金属等の基準値

「土壤汚染対策法」にて定められた基準値を活用しています

種別	土壌溶出量基準値 (mg/L)
カドミウム	≦0.003
六価クロム	≦0.05
水銀	≦0.0005
セレン	≦0.01
鉛	≦0.01
ヒ素	≦0.01
ふっ素	≦0.8
ほう素	≦1

・基準値は汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲料することによる健康リスクに関し、生涯を通じた毒性を考慮して設定された値です。具体的には、「体重50kgの人が70年間、その地下水を1日2L飲用し続けても健康に対する有害な影響がない濃度」として設定されています。